

千葉県三番瀬再生計画（素案）

基本計画（素案）

第1章 三番瀬再生計画に関する施策についての基本的な方針

第1節 背景（歴史・現状）

- ・東京湾の埋立てによる干潟・浅海域の減少
- ・自然の再生、保全の必要性の認識（自然との共生）
- ・東京湾に残された三番瀬の意義（生物多様性、豊かな漁場、渡り鳥の中継地、都市内の水辺）
- ・千葉県の埋立て中止
- ・円卓会議の発足と再生計画案の提出
- ・再生の目指すもの

第2節 計画区域

- ・1800ヘクタールの干潟・浅海域を中心に再生事業を実施する区域
- ・地元市の市域
- ・〔交流区域〕を設定

第3節 再生の目標

・生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

〔2つの理念：三番瀬の自然再生、人と自然との共生〕

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

第4節 三番瀬とネットワークを形成するための広域的な取組

・河川流域及び東京湾といった自治体を越えた広域の取組を行うため、関係自治体、地域住民等と交流連携を推進し、これまで以上に主体的な役割を担う。

第5節 再生にあたっての留意点

- 1 科学的知見に基づく順応的管理
- 2 漁業者の経験的知見の活用
- 3 予防的な態度
- 4 協働原則
- 5 賢明な利用の原則（ワイズユース）

第2章 三番瀬再生計画で講ずべき施策

- 1 干潟・浅海域
- 2 生態系・鳥類
- 3 漁業
- 4 水・底質環境
- 5 海と陸との連続性・護岸
- 6 三番瀬に向き合う街づくり・景観
- 7 海や浜辺の利用
- 8 環境学習・教育
- 9 維持・管理
- 10 制度的担保
- 11 広報
- 12 三番瀬とネットワークを形成するための広域的な取組

第3章 三番瀬再生計画を推進するために必要な事項

- 1 推進体制
- 2 県民参加、県民主導型事業の実施
- 3 国、県、市の連携
- 4 環境調査の実施
- 5 科学的な調査の継続・充実
- 6 許認可等における配慮
- 7 評価基準（指標）
- 8 事業計画の見直し

事業計画（素案）（2005年版）

第1章 干潟・浅海域

第2章 生態系・鳥類

第3章 漁業

- ・漁場の再生調査
- ・市川漁港の検討

第4章 水・底質環境

第5章 海と陸との連続性・護岸

- ・市川市塩浜護岸の検討

第6章 三番瀬に向き合う街づくり・景観

第7章 海や浜辺の利用

第8章 環境学習・教育

- ・環境学習の検討

第9章 維持・管理

- ・科学的な調査の継続・充実（自然環境のデータベース構築、モニタリング、再生に係る模擬実験調査）

第10章 制度的担保

- ・ラムサール条約

第11章 広報

第12章 三番瀬とネットワークを形成するための広域的な取組

第13章 パイロット事業